

# 公益法人改革への対応にかかる基本方針

平成23年 3月19日提出

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会

公益法人改革検討委員会

平成 23 年 3 月 19 日

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
理事長 高岡 國士 様

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
公益法人改革検討委員会  
委員長 中野 昇

## 公益法人改革検討委員会の協議経過並びに基本方針（案）について

### I. 背景

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、その活性化を図るため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人設立を可能とする法制度が創設されました。その中で「公益目的事業」を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会（公益認定等委員会）の意見に基づき「公益認定」を行う制度を併せて法整備を行い、平成 20 年 12 月 1 日「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「一般法人法」）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「公益認定法」）、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」）が施行されました。

この「公益法人改革関連 3 法」により、民法 34 条に規定する財団法人と社団法人については、100 年ぶりの大きな法改正となりました。

これにより、本会のような既存の財団法人や社団法人は、「特例民法法人」として、従前の公益法人としての優遇を受けることになりましたが、施行後 5 年以内（平成 25 年 11 月 30 日まで）に、都道府県知事に申請を行い、公益認定等委員会の審査を経て、「公益財団法人・公益社団法人」または「一般財団法人・一般社団法人」のいずれかに移行することになりました。（期間中に移行を行わなかった場合は、解散となります）

この「公益法人改革」に対応するため、本会では、平成 22 年 5 月 25 日開催の理事会・評議員会において、「公益法人改革検討委員会設置要綱」が承認され、理事長の諮問機関として、「公益法人改革検討委員会」（以下、「委員会」）が設置されました。

委員会は、平成 22 年 7 月 16 日に第 1 回目の会議を開催し、「公益法人改革」における本会の移行先について、「事業及び制度」「組織」等、様々な観点からその内容と課題整理を行い、検討に入りました。

## II. 検討内容

「公益財団法人」「一般財団法人」及び「その他の移行先」への移行について、それぞれ検討を行いました。

### (1) 公益財団法人

「公益事業」実施団体として、従前のように、税制上「非課税」の優遇措置を受け、また、「公益法人」としての求心力を損なうことなく、現行事業の継続は可能となります。運営組織においては、理事会と評議員会の「機能」及び「権限」について大きな変更が行われます。（理事会が執行機関、評議員会が議決機関となります）

本会の事業で、公益認定法第2条別表2並びに具体的な事業を列記した「ガイドライン」における「公益目的事業のチェックポイント」に該当するものもありますが、公益認定法第2条による公益認定基準の大原則が、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」となっており、また、「受益の機会が開かれる」ことを併せて求められていることから、本会のような「会員制度」を基本とした「互助共済制度」については、この大原則から大きく乖離することになります。

今般の公益法人改革関連3法は、『特定職域にかかる福利厚生事業等の「互助共済制度」については、「共益事業」であり「公益事業」ではない。』（平成8年閣僚会議確認事項）という見解のもとに整備され、現在の本会事業が「公益事業」として認定されることは、極めて難しいと考えられます。

新たに「不特定多数」（会員以外）を対象とした事業を構築して「公益認定」を受けるとは可能ですが、「公益認定」を受けるためには、全事業の内、公益事業の占める比率（全事業費の内これにかかる公益事業の事業費の比率）が50%以上でなければならず、現行事業を圧縮するか、公益事業の実施のための新たな財源負担を求めなければなりません。

これは、会員からみれば、公益事業の実施のために、本来の互助共済制度が圧縮されることや、また、現行制度を維持とした場合は、新たな公益事業のために、掛金が上がることになり、現在の会員の利益を著しく損なう結果になります。

本会は、創設以来、「互助共済制度」をその根幹として、社会福祉事業従事者（会員）と社会福祉事業主が一体となって原資を拠出し、福利厚生事業、貸付事業、退職給付金事業を展開し、その歴史を積み重ねてまいりました。公益認定法による会員以外を対象とする公益事業のために会員の利益を著しく損なうことは、本来の「互助共済制度」を大きく後退させることになります。

## (2) 「一般財団法人」

基本的に現行事業の継続は可能ですが、運営組織については、公益財団法人と同様、理事会、評議員会の「機能」と「権限」について、大きな変更となります。

現行事業の継続とともに、一般財団への移行時に所有する財産の内、法令等に準拠した資産（引き当て資産等）以外の残余資産（運用財産等）については、その額を「公益目的財産額」として設定し、年次計画によりこれを消費する公益目的支出計画を策定することが義務づけられ、公益目的財産がある間は、従前どおりの主務官庁の指導監督を受けることとなります。

公益財団法人への移行が難しい現状から、会員の利益を著しく損なうことなく現行事業の継続性を優先するには、一般財団法人への移行が好ましいと思われます。

しかし、一般財団法人となった場合には、非課税団体から課税団体となり、また、貸付事業については、貸金業者として登録を要請され、貸金業法の適用を受けなければならないという2つの課題が生じてきます。

一般財団法人は、税法上「非営利型法人」と「普通法人」の2種類に分類され、本会の様な互助共済団体（共益事業を行う）については、非営利型法人となり、所得税である「利子配当金」に対して最大20%の源泉徴収が行われますが、法人税については、非課税となります。（収益事業は課税）

本会は、事業として「退職給付金給付事業」があり、この事業を行う上での原資として「退職給付金積立金」という大きな事業基金を有しています。

一般財団法人となった場合は、利子配当金に対する課税が行われ、課税団体としての取扱いを受けることとなり、運用を委託している非課税団体向けの投資ファンドから、課税団体向けの投資ファンドへ移らなければなりません。その際、時価額による現金化を行う必要があります。課税により、積立金の運用効率の低下は否めない事実であり、退職給付金積立金に及ぼす影響と予定利率を設定して施行されている退職給付金給付制度の運営にどの程度の影響が出るかを精査する必要があります。幹事銀行等を交えて精査を行いました。利子配当金課税による影響は、収益率を0.3%前後引き下げると試算されました。このため、退職給付金給付制度については、次に掲げる非課税扱いとなる制度についても、検討が行われました。

## 退職給付金積立金の利子配当等について非課税となる制度

	確定拠出年金	確定給付企業年金	特定退職金共済制度
根拠法	確定拠出年金法	確定給付企業年金法	所得税法
加入者の条件	60歳未満の厚生年金保険被保険者	厚生年金保険の被保険者	原則社員全員加入
掛金	全額事業主負担、加入者が運用商品を選択	原則全額事業主負担（加入者負担も可）、掛金額は数理計算等により決定	全額事業主負担、掛金額は口数制（1口1,000円で30口までの中から選択）
給付（年金）	老齢給付、障害給付、死亡一時金、脱退一時金（任意）	老齢給付、障害給付、遺族給付、脱退一時金	原則なしだが、一定条件の場合、年金も可
退職一時金	原則不可能であるが規約の定めにより可能	可能（選択制⇒本人の選択）	可能
利点	受給者保護が確保されている		
	事業主掛金が損金扱い、また、退職給付金積立金にかかる利子配当については非課税		事業主掛金が損金扱い、また、退職給付金積立金にかかる利子配当については、制度を新たに創設した場合は課税扱い
	保有資産を明確に把握できる		
問題点	移行時、会員掛金の清算必要加入対象者が限定されている給付は各会員の運用次第となる（投資教育が必要） 運用リスクは会員が負う 原則給付開始年齢まで引出不可 現行福利厚生事業の水準は維持できない	移行時、会員掛金の清算必要加入対象者が限定されている積立不足は事業主が負担する（掛金上昇） 現行福利厚生事業の水準は維持できない	移行時、会員掛金の清算必要 企業年金制度に比べると受給者保護において脆弱運用方法が限定されている（主に債券運用）

企業年金制度（確定拠出年金・確定給付企業年金）は、保有する基金を新たな企業年金制度に移管する際には、事業主負担分のみが認められ、会員掛金分については返還することになり、新たに別法人（別組織）を設立する必要があります。

また、確定給付企業年金については、現行制度の様に、会員の掛金を求める制度設計は基本的に可能ですが、実例がないため、事業主負担のみで制度を構築することになります。

このようなことから、会員の掛金の取扱いと新たな法人あるいは組織を設立する必要等の問題も含め、退職給付金制度を企業年金制度に移行するにあたっては、慎重に協議検討を行う必要があると判断されました。

また、企業年金以外に「特定退職金共済制度」についても検討を行いました。税法上、非課税とされた制度ですが、一般財団法人移行と同時にこの制度を新規に開始する場合は、利子配当所得について課税扱いとなること、また、退職金原資の運用につ

いても多くの制約があるため、制度設計上、現行制度と比べて給付率を下げざる得ない状況となり、会員の利益を低下させることになるため、一般財団法人として非課税制度を導入という観点からは、検討対象として適当でないと判断いたしました。

法人の移行については平成25年11月30日までという期限のある中で、制度そのものの移行を考えるには、時間をかけた慎重な議論が必要であり、一般財団法人への移行を選択する場合には、利子配当に対する課税の影響について、運用面並びに退職給付金制度の制度設計の見直しを行う必要があります。

貸付事業については、一般財団法人となった場合、「貸金業者」として登録を行い、信用情報機関に貸付を受けた会員の情報を登録しなければなりません。

「貸金業者」となれば「貸金業法」の適用を受け、総量規制により、貸付限度額は年収の1/3以内となり、利用者の利便性が大きく損なわれることとなります。

現行事業の継続という観点から、この事業については、多くの他業種の互助団体も貸付制度を抱えていることもあり、連携等により国に対して要望を行うことが必要と考えますが、「貸金業法」の適用対象団体から逃れられないとなれば、貸金業者として登録を行い事業の継続を行うか、会員の利益を減失させることのないよう何らかの代替制度を構築することも必要となります。

### (3)「その他の移行先」

特別法等に準拠した既存の公益法人に、本会の事業を譲渡あるいは移管を行うものです。移管先が公益法人であれば、非課税の取扱いは継続可能であり、貸付事業についても、「貸金業法」の適用対象とはならず、一般財団法人への移行にかかる課題については、解消できるのではないかとこの観点から協議検討を行いました。

具体的には、大阪府社会福祉協議会等の社会福祉協議会への事業移管について協議検討を行いました。

#### <社会福祉協議会への事業移管について>

##### ① 移管先の組織並びに事業への影響

多くの社会福祉事業並びに公益事業を所管する中であって、社会福祉施設従事者に特化した退職金制度と基金を持ち込むことを理事会において、承認されることが求められます。会計上も、収支規模で50億円、資産200億円、制度にかかる責任準備金との積立不足にかかる債務の認識（過去勤務債務）等、並びに社会福祉協議会の事業費比率等についても、大きな割合を占めることとなります。

また、これにかかる受託者責任、説明責任等負う必要があり、管理コスト（運用並びに制度維持のランニングコスト）も含め、社会福祉施設関係者以外の理事等から、この制度を持ち込むことの是非について議論を要します。

## ②課税問題

特別法により設立された社会福祉協議会は、非課税団体であり、移行先に一般財団法人を選択した場合におこるような「利子配当金課税」は解消されます。

ただし、他の業界団体の同様の互助共済団体が一般財団法人化する中であって、社会福祉協議会の互助共済制度が非課税ということになれば、不公平感が起き、やがては、一般財団法人同様、「利子配当金課税」となることが考えられ、社会福祉事業を展開する法人の課税問題にかかる議論を早める結果になることも懸念されます。

## ③歴史的観点

本会は、個人の寄附をきっかけとして、昭和34年に制度を創設し、当初から、「財団法人」として活動を行った経過があります。歴史的経過等を考慮すれば、社会福祉協議会へ事業譲渡を行うことは、現法人の分割あるいは解散を念頭に置かなければならず、創設者の意思が終焉を迎えることとなります。

## ④基金移管の問題

退職給付金積立金の移管については、債権譲渡等、「契約変更」のみで可能であるのか、または、一般財団法人への移行同様、「現金化」を行う必要があるのかどうか、過去に前例のないケースであり、「信託法」並びに税務当局との調整が必要であり、また、会員の権利義務の継承については、「契約」にかかる民事上の問題、行政所管の問題等、多くの課題を整理する必要があります。

## Ⅲ.移行先の選択

委員会において、公益法人改革への対応について様々な移行先あるいは、移行にかかる制度面への影響という観点からも、協議検討を行ってまいりました。

本会の事業は、福利厚生事業や退職給付金給付事業も含め、社会福祉事業従事者のセーフティネットとなる事業を行うことによって、福祉事業界の人材確保、人材育成等の有効なツールであることは間違いなく、今般の公益法人改革については、現行事業の継続とその事業の将来の展開を考え、移行先を選択することが肝要と考えます。

いまだに、公益法人改革については、様々な議論があり、また、移行期間5年の内2年半を経過する時点でも、移行申請等の件数については、全体の10%に満たない状況であり、特に互助共済制度を抱える団体については、事態の推移を見守り、その方向性について注視している状態です。

しかし、残り期間2年半となり、なおかつ、膨大で様々な申請にかかる要件準備、組織の変更等に対処しなければならず、その作業については、相当の時間を要します。

「公益財団法人」への移行は「公益認定基準」の観点から極めて困難であり、たとえ、「公益財団法人」となることが可能であるとしても、将来の事業展開については、「公益認定要件」を満たす必要があり、会員のニーズに対応した柔軟で自由な事業に

については不透明であること、また、他の公益法人への事業譲渡等については、同じ公益性を要求される事業展開を図らねばならないことと移行先の事業に大きな影響を与えると想定され、行政所管、税務当局との調整、移行先組織の事業との整合性等、多くの課題を整理する必要があります。

税制優遇の観点から退職給付金給付制度について検討をおこなった企業年金制度については、退職給付金積立金の移管問題、会員掛金の問題、新たな制度設計による掛金の問題等、課題を処理するためには、より多くの議論と慎重さを要求されるため、現行の退職給付金制度の見直し等の作業を進めながら移行を行うことが重要であると判断致します。

以上の協議検討の経緯とスケジュールの問題も踏まえ、本委員会は、公益法人改革にかかる移行先については、次のとおり取り纏め、理事長の諮問に対し、答申致します。



## 公益法人改革対応にかかる基本方針

### (1)移行先

一般財団法人（非営利型法人）とする。ただし、移行期間中、あるいは、移行後、互助共済制度（共益事業）にかかる法制上の取扱いが変更となり「公益事業」として認定される事態になれば、協議決定の上、速やかに公益財団法人への申請を行う。

### (2)移行期日

平成25年4月1日（移行手続きを完了し、一般財団法人として活動を行う開始日）

### (3)移行作業行程表 別 添

### (4)移行作業にかかるワーキンググループの設置

移行作業については、税務、会計、法令遵守等その作業は多岐にわたるため、専門家集団からなるコンサルタント等と事務局からなるワーキンググループを委員会に設置する。

また、本委員会より有識者の参加をいただき、ワーキンググループの作業過程を管理し、委員会に報告を行い、作業行程で新たに生じた課題については、委員長の承認を得て、委員会に付議する。委員長は、定期的に委員会を招集し、ワーキンググループの作業過程の報告を求める。

### (5)課題（附帯意見）

一般財団法人への移行においては、利子配当に対する課税の問題、貸金業法の適用対象となる問題と、本会事業を継続する上で大きな課題がある。利子配当課税については、退職給付金制度を支える退職給付金積立金の運用に影響を与えることが考えられる。

平成22年3月26日開催の理事会・評議員会において、運用にかかる基本方針については、平成19年度に策定された基本方針を継続することが確認されているが、「3年後に基本方針を見直す」ことが付記され、また、平成15年度の大幅な制度改正についても10年を目途に見直しを行うことが確認されており、以上の期間が移行作業と重なることから、本会の「資産運用委員会」に対し、課税問題並びに課税ファンドへの対応も含めた「運用基本方針」の見直しを行い、新たな運用計画の作成作業を依頼する。

また、退職給付金積立金の運用計画は、退職給付金給付事業の制度設計にも関わるため、現況に生じている様々な課題も考慮した「退職金制度の在り方」も含め、本会「退職共済制度検討委員会」において退職給付金給付事業の見直しを依頼する。

貸付事業の問題は、「貸金業法」の適用除外の可能性を探るとともに、代替制度を構築する際には「貸金業法」の取扱いを精査する必要もあるため、ワーキンググループにおいて調査研究を図り、「福利厚生事業運営委員会」の意見を聞きながら対応をはかることを求める。

「公益目的支出計画」の策定にあたり、運用財産等の資産については、会員並びに事業主の相互拋出によりなされたものであり、他団体等の動向も含め、慎重な対応を図ることを求める。また、「公益目的支出計画」は、事業計画にも反映する必要があるため、平成23年度中に補正対応を念頭において作業を行うこととするが、本会「福利厚生事業運営委員会」においてその意見を聞く必要がある。

#### (6) 要望活動

現行の共済制度を維持・継続（非課税措置等）するため、全国組織である「全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会」と連携して積極的な要望活動を行う。

しかしながら、共済事業の法制化、非課税措置の適用、貸金業法の適用除外等、課題を解決するにはさらに多くの時間が要するため、移行期日の延長も含め国並びに各関係機関に要望する。

#### (7) 各委員会

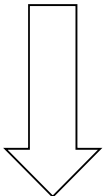
理事長は、ワーキンググループの作業過程で明らかになった課題について、制度検討委員会、資産運用委員会、福利厚生事業運営委員会それぞれに諮問し、各委員会は課題に対する検討・協議を行い、理事長に具申する。

また、公益法人改革検討委員会はワーキンググループの報告を受け、各種素案について協議検討を行い、法の定める移行期限日をもってその業務を終了するが、以後、公益認定基準についての新しい見解、運用等が示されたら理事長が判断した場合は、再度、招集する。

別 添

移行作業行程表

<法人移行期間決定スケジュール>

年度	月	理事会・評議員会	ワーキンググループ
平成22年度	3月	<承認> 1. 一般(非営利型)法人への選択 2. 法人移行期間決定スケジュール 3. 平成23年度 事業計画・収支予算 (ワーキンググループの設置)	
平成23年度	4月		<作業> 1. 定款変更(案)の検討 2. 機関設計に関する検討 3. 公益目的支出計画の検討
	5月	<承認> 1. 平成22年度 収支決算 2. 貸借対照表、財産目録、損益計算書(正味財産増減計算書)、事業報告	4. 新新会計基準に関する検討 5. 移行認可申請書の検討 6. その他(行政庁との調整)
	10月	<承認> 1. 現行法人の役員改選 2. 法人移行に伴う補正予算 (公益目的支出計画に応じた補正)	(平成23年度:半年~1年かけて検討) (平成24年度:移行に伴う申請作業)
	11月 ~ 2月	<移行関係> 公益法人改革にかかる機関決定事項	 公益法人改革検討委員会に報告 (機関決定の必要に応じて理事長に具申)
	3月	<承認> 1. 平成24年度 事業計画・収支予算 2. 法人移行期間決定スケジュール	

年度	月	理事会	評議員会	
平成24年度	5月	<承認> 1. 平成23年度 収支決算 2. 貸借対照表、財産目録、損益計算書(正味財産増減計算書)、事業報告 ----- <移行関係> 1. 最初の評議員の選任方法の案 2. 最初の評議員選定委員会の設置、運営規則 3. 理事の選任区分及び員数の見直し ※1及び2を主務官庁へ認可申請	<承認> 1. 平成23年度 収支決算 2. 貸借対照表、財産目録、損益計算書(正味財産増減計算書)、事業報告	
	6月	<移行関係> 寄附行為施行細則の改正(理事の選任区分及び員数) ----- 最初の評議員の選任方法に基づき評議員選定委員の選任	<移行関係> ----- <評議員選定委員会> 最初の評議員を選任	
	7月	<移行関係> 評議員選定委員会開催報告 <議事録添付>		
	8月	<移行関係> 1. 定款の変更の案 2. 非営利型法人・普通法人 3. 諸規程		
	9月	<移行関係> 1. 公益目的財産額 2. 公益目的支出計画 3. 移行認可申請書類関係 4. 申請関係で軽微な修正については理事長に一任することの承認 5. 代表理事・業務執行理事の承認	<移行関係> <一般財団法人法> <報告> 1. 定款の変更の案 2. 非営利型法人・普通法人 3. 諸規程	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">移 行 申 請</div>	
	11月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           認可・登記(認可決定後2週間以内)            必要があれば臨時理事会・評議員会を開催            {みなし事業年度(新年度)の事業計画・収支予算、旧年度の財産目録の承認}         </div>	
		1. 公益目的財産額 2. 公益目的支出計画		
	3月 31日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">法 人 移 行 期 間 終 了</div>		

# 参 考

## 公益法人改革検討委員会開催経過

### 第1回（平成22年7月16日）

#### 協議事項

- (1) 委員長の選出について
- (2) 公益法人制度改革にかかる課題について
- (3) 公益法人制度改革の概要について
- (4) 法人移行先候補について
- (5) その他

### 第2回（平成22年8月23日）

#### 協議事項

- (1) 共済事業実施団体の現況について
- (2) 公益・一般以外法人移行先候補について
  - ① 企業年金制度
    - ・確定給付企業年金法
    - ・確定拠出年金法
  - ② 特定退職金共済制度
    - ・所得税法施行令第64条
- (3) その他

### 第3回（平成22年9月18日）

#### 協議事項

- (1) 報告事項について
  - ① 従事者から見た各退職制度の比較
  - ② 北海道民間社会福祉事業職員共済会の現況
- (2) 公益財団と一般財団の概略について  
講師: 公益法人協会 相談室長 岡部亮氏
- (3) その他

### 第4回（平成22年10月30日）

#### 協議事項

- (1) これまでの確認事項について
  - ① 公益法人改革にかかる概要と課題（第1回）
  - ② 国の共済事業実施団体の現況（第2回）

③ 法的根拠のある制度への移行候補（第2回）

④ 公益財団と一般財団の概要（第3回）

(2)公益財団と一般財団の課税について

(3)公益財団と一般財団への移行について

(4)法的根拠のある制度への移行について

(5)その他

#### 第5回（平成22年12月4日）

##### 協議事項

(1) モデルケースによるシミュレーションについて

(2) 全国連絡協議会の動向について

(3) 一般財団への移行について

(4) 貸金業法について

(5) 移行申請までのスキームについて

(6) 退職給付金制度の移行について

(7) そ の 他

#### 第6回（平成23年1月29日）

##### 協議事項

(1) 共済事業の積立金への課税の影響と対応について  
(別冊:りそな銀行資料提供)

(2) 公益法人改革への対応にかかる中間報告(案)について  
(別冊:中間報告資料)

(3) そ の 他

#### 第7回（平成23年2月19日）

##### 協議事項

(1) 一般財団にかかる課税の影響について

(2) 公益法人改革への対応にかかる移行先について

(3) そ の 他

#### 第8回（平成23年3月19日）

##### 協議事項

(1) 過去勤務債務の報告について

(2) 公益法人改革対応にかかる基本方針（案）について

(3) そ の 他

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
**公益法人改革検討委員会委員名簿**

任期:平成22年5月25日～平成23年10月31日

氏名	所属	選出区分	備考
植田 淳	独立学校法人 神戸市外国語大学	資産運用委員会	
	教授		
酒井 喜正	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	資産運用委員会	
	常務理事		
大野 芳廣	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	資産運用委員会	
	専務理事		
菊池 繁信	社会福祉法人 吹田みどり福祉会	資産運用委員会 退職共済制度検討委員会	
	理事長		
岩田 俊二	社会福祉法人 弥栄福祉会	退職共済制度検討委員会	
	理事長		
奥田 益弘	社会福祉法人 みささぎ会	退職共済制度検討委員会	
	理事長		
岩本 兼一	岩本兼一税理士事務所	退職共済制度検討委員会	
	税理士		
中野 昇	大阪民間社会福祉事業従事者共済会	資産運用委員会 退職共済制度検討委員会	委員長
	常務理事		
高岡 國士	大阪民間社会福祉事業従事者共済会	オブザーバー	
	理事長		